資料3-1

# 歴史的公文書収集選別基準の考え方について

公文書（行政文書）は、市の諸活動や歴史的事実の記録である。市は、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務事業の実績といった諸活動等を市民に説明する責務があり、これらを裏付け、検証するための資料として、公文書を作成し、保存しなければならない。

その中でも「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報」は「歴史的公文書」として保存し、将来の市民に説明する責務がある。

「市政の重要事項に関わり，将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報が記録されたもの」とは下記の４項目に係る文書を指す。

①仙台市の制度，計画，事業などの成り立ちや変遷が記録されたもので，行政運営の推移がわかるもの
②市民の権利や義務に関し重要な情報が記録されたもの
③仙台市行政の貴重な例証が記録されたもの
④仙台市の歴史や特性に係る情報が記録されたもの

**①仙台市の制度、計画、事業などの成り立ちや変遷が記録されたもので、行政運営の推移が分かるもの**

・仙台市の政策の検討過程及び決定過程、当該政策の実施結果、実績、変更の検討・実施、廃止の検討・実施に関する情報（検討資料、説明用資料、起案文書、実施報告等）が記載されている文書を指す。

・仙台市が設置した機関や団体も、仙台市行政運営の一端を担っていることを踏まえ、その設置、統合、廃止に関する記録も仙台市の行政運営の推移を示すものとして保存する。

**②市民の権利や義務に関し重要な情報が記録されたもの**

・行政作用の執行は、市民の権利や義務に大きな影響を及ぼすことがある。市民の権利を制限し、又は市民に義務を課す行政行為については、国が法律で定めるほかには条例に拠ることとされており、その制定過程や手続に係る文書について保存する。

・市民がその権利や義務に関し、市に対し行った不服申立てや市を当事者とする訴訟の提起等に関する情報についても、同様に保存する。

**③仙台市行政の貴重な例証が記録されたもの**

・仙台市の行政区域の変遷の記録（他の市町村との廃置分合及び境界変更、市区域内における町字の境界変更、町名整備、住居表示などの市の区域の内容や表記に関する情報）、政策立案や執行に影響を与えた事件、自然災害、社会状況等の記録（市民等からの陳情、要望等、国際交流の記録、他自治体との連携、仙台市の被災記録、防災対応等）については、仙台市行政の例証を示す文書として保存する。

**④仙台市の歴史や特性に係る情報が記録されたもの**

・市民の多くの関心事項となる仙台市に関わる事件、事例の記録について、仙台市の歴史や特性に係

る情報として保存する。

仙台市で学術の成果や顕彰、文化、スポーツ、学術等の功績に関する情報

仙台市が関わる歴史的事件（戦災、東日本大震災等）の記録

仙台市が行った広報活動に関する情報、仙台市が主催・共催した式典やイベントに関する情報

以上の4項目を仙台市の歴史的公文書の基本的考え方としたうえで、具体的な例示として以下の項目を挙げるものとする。

(1) 条例、規則等の制定改廃に関するもの
(2) 市議会の会議録、議案、報告その他市議会に関するもの
(3) 基本構想、総合計画に関するもの
(4) 法令に基づき策定した計画（総合計画を除く）その他の計画に関するもの
(5) 附属機関、協議会等に関するもの
(6) 各種制度、事業で特に重要であるもの
(7) 職員の人事及び給与に関するもの（軽易なものを除く）
(8) 職員団体等との交渉に関するもの
(9) 他の市町村との廃置分合及び境界変更に関するもの
(10) 区の設置及び境界変更、町名整備並びに住居表示に関するもの
(11) 訴訟、調停、不服申立てに関するもの
(12) 陳情、請願、要望に関するもので重要であるもの
(13) 公の施設の整備に関するもので特に重要であるもの
(14) 協議及び協定に関するもので重要であるもの
(15) 国際交流等に関するもの
(16) 財産の取得及び処分に関するもの
(17) 本市が関与した団体等の設置及び廃止に関するもの
(18) 予算編成及び決算調製に関するもの
(19) 行財政改革及び行政評価に関するもの
(20) 災害に関するもの（東日本大震災に関するものを除く）
(21) 褒章、叙位、叙勲、表彰に関するもの
(22) 市長の事務（市長から副市長に委任された事務を含む）の引継ぎに関するもの
(23) 東日本大震災に関するもの
(24) 昭和36年度の戦災復興事業完了までに完結したもの
(25) その他基本的考え方に照らし保存することが適当であると判断されるもの

上記項目に該当する文書であっても、下記の文書については、「市政の重要事項に関わり、将来にわたって市の活動又は歴史を検証する上の重要な情報」には該当しないものとする。よって、移管の対象とはしない。

①個人情報が主体で，同種のものが大量に存在する文書（一部については資料として収集）

②事業の執行に伴い義務的に発生する庶務的な文書

③定例的・定型的な業務に関する契約書、申請書、承認書等の文書
④簡易な手続に関する文書